

契約書

1	品名								
2	規格	仕様書のとおり							
3	数量								
4	契約金額 (取引に係る消費税及び地方消費税額を含む)			百万			千		円
	契約金額 (取引に係る消費税及び地方消費税額を含まない)								
	取引に係る消費税及び地方消費税の額 (税率計8%算出)								
	(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、契約期間中に税率が変更された場合は、その税率により算出した消費税及び地方消費税に変更し、発注者が負担するものとする。								
5	納入期限	令和 年 月 日							
6	納入場所	八尾市の指定する場所							
7	契約保証金	免除							
8	適用除外条項	なし							

上記の物品売買について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項(適用除外条項は、上記8のとおり)によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市

代表者 八尾市長 山本 桂右 印

受注者

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（質問回答書及び同等品申請回答書を含む。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書を内容とする物品売買契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもって履行しなければならない。
 - 3 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承認及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 5 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
 - 7 この約款及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 9 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約の保証)

- 第2条 受注者は、この契約の締結と同時に、契約金額の10分の1以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、八尾市財務規則（昭和39年規則第33号）第122条の各号の一に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(納入期限の延長)

- 第4条 受注者は、天災その他自己の責めに帰することができない理由により納入期限内に物品を納入することができないときは、期限延長の申出をすることができる。
- 2 前項の申出は、納入期限内にしなければならない。
 - 3 発注者は、第1項の申出があったときは、その理由を審査し、やむを得ないと認めるときは、受注者と協議して納入期限を変更するものとする。

(検査)

- 第5条 納入は、発注者が指定する日までに指定する場所へ行き、発注者の指定した係員の検査を受け、検査に合格したときに完了する。また、検査のための必要な費用及び検査のため変質し、変形し、消耗し、又はき損した物品に係る復元又は補填に要する費用は、すべて受注者が負担するものとする。
- 2 第1項の検査とは、内容、規格、数量、品質、寸法、形状、取付け、配線等が、仕様書及び指示どおりか、正常に作動するかの確認をすることとする。

- 3 受注者は、前項の検査に立ち会うものとし、立ち会わないときは検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 4 第1項の検査の日時に受注者が立会いできないときは、確実な代理人を差し出さなければならない。
- 5 検査完了前に起こった物品の亡失損傷等は、すべて受注者の責任において処理するものとする。
- 6 検査に不合格となった物品は、発注者の指定した期間内に受注者が搬出しなければならない。受注者が搬出しない場合は、発注者が代わって搬出し、その費用を受注者が負担するものとする。

(修理又は取替え納入)

第6条 受注者は納入後1ヶ年以内に、納入物品について、発注者の正常な管理の下において製品の不良、変質等によって生じたと認められる故障又は発見された隠れたる瑕疵については、受注者は発注者の請求により直ちに自己の負担において修理又は取替え納入するものとする。ただし、メーカー等の公表する保証期間がそれ以上の場合は、この限りでない。

(契約金額の請求及び支払)

- 第7条 受注者は、第5条の検査に合格したときは、契約金額の支払いを請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に支払わなければならない。
 - 3 発注者がその責めに帰すべき事由により契約金額の支払いが遅れた場合は、受注者は、未払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の規定に基づく遅延利息の支払いを請求することができる。

(履行遅滞の場合における損害金)

第8条 受注者の責めに帰すべき理由により、納入期限内に合格品を完納しないときは、発注者は納入期限の翌日から起算して、遅延日数1日につき契約金額の1/1000に相当する金額を損害金として受注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

- 第9条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合、受注者から損害賠償の請求があっても発注者はその責を負わない。
- 一 正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。
 - 二 受注者の責めに帰する理由により納入期限内に納入を完了しないとき、又は完了する見込みが明らかでないとき認められるとき。
 - 三 この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
 - 四 第10条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 前項の規定によりこの契約が解除された場合
 - 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第2項の場合において、第2条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

(暴力団排除に伴う契約の解除)

第9条の2 発注者は、八尾市暴力団排除条例(平成25年八尾市条例第20号。以下「暴力団排除条例」という。)第8条第1項第6号に基づき、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。)が暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。

- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(受注者の解除権)

第10条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、この契約を解除することができる。

- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(談合その他の不正行為の場合における賠償金及び解除権)

第11条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、契約金額の10分の2に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。納入後も同様とする。

一 公正取引委員会が、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本項において同じ。)に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令)が確定したとき。

二 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定に該当し、刑が確定したとき。

- 2 前項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合には、その超過分につき発注者が受注者に賠償請求することを妨げるものではない。

- 3 前2項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は受注者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して前2項の額を発注者に支払わなければならない。
- 4 第1項の規定に該当する場合においては、発注者はこの契約を解除することができる。

(補則)

第12条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。